【保護者控え用】

松島町留守家庭児童学級の利用に関する同意書兼誓約書

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。留守家庭児童学級の入級事務及び運営を適確に行うために必要ですので、確認の上、チェック欄に☑し、ご署名をお願いします。【保護者控え用】は、ご自宅で保管してください。

	同意（承認）事項	チェック
1	提出書類の内容に虚偽があった場合は、入級決定を取り消されても異議を申し立てません。	□
2	保育料・留守家庭児童学級利用料（兄弟姉妹分を含む）を滞納している場合は、申請ができません。滞納分を納付された方は、申請することができます。	□
3	利用日、利用時間については、原則、保護者の就労等で児童の保育ができない場合とします。保護者が就労等を行わない状態になる等、利用要件を満たさなくなった際は、退級となる場合があります。	□
4	留守家庭児童学級の利用に関し必要な場合は、児童の通っている（いた）幼稚園・保育所・認定こども園・小学校及びその他関係機関と情報共有・確認することに同意します。	□
5	留守家庭児童学級への行き帰りに起きたことは、保護者が責任を持ちます。	□
6	留守家庭児童学級の利用にあたって、児童が支援員の指示に従うとともに、他の利用者の迷惑となるような行動はせずに、集団生活を行うことができるよう、家庭で指導を行います。なお、学級での生活の様子により、必要な場合には今後の対応等について相談に応じます。	□
7	留守家庭児童学級内の事故等については、加入障害保険により補償される範囲を限度とすることを承諾し、その余の損害については、町長及び管理者に対する損害賠償権を放棄します。	□
8	他の児童や支援員への暴力・危険行為、施設・設備・備品等の破壊行為による損害は保護者で責任を持ちます。上記行為や支援員の指示を聞かない、むやみに離設する等、学級運営に支障を及ぼす行為があった際は、退級となる場合があります。	□
9	保護者が留守家庭児童学級の職員や利用者に対して、暴言など信頼関係を失うような行為があった際は、退級となる場合があります。	□
10	利用料に影響する利用状況の変更、退所、休級を希望の場合は、希望月の 15 日までに『松島町留守家庭児童学級変更届／退級・休級・再入級届』を提出してください。 ※提出が遅れると、届出の提出月までの利用料の支払が必要となります。なお、日割りでの計算及び返還は行いません。	□
11	利用料等（利用料・おやつ代等実費）については、滞ることがないよう納入します。滞納が３か月続く場合には、退級を含めた指導に応じます。	□
12	利用料の滞納が発生した場合は、滞納している利用料の支払いが完済するまで、児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき、松島町長から支給を受ける児童手当を滞納している利用料の支払いに充てることを承諾し、『児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書』を速やかに町民福祉課に提出します。	□

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。なお、内容に反し、指導等による改善が見られない場合には、入級（希望）児童が留守家庭児童学級を退級とされることに同意します。

令和　　年　　月　　日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

児 童 氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿　（　　）学級　（新）（　　）年生

※たんぽぽ学級のみ、利用希望者数によりサテライト室（高城避難所）の利用となる場合がありますので、ご了承ください。